

松江地方裁判所委員会（第42回）議事概要

第1 日時

令和4年3月24日（木）午後1時30分から午後3時30分まで

第2 場所

松江地方裁判所大会議室

第3 出席者

（委員） 大野遼太、岡本洋之、春日真樹、片寄洋子、兼折純子、
黒澤修一郎、小林直子、柳樂眞悟、西田隆裕（委員長）、
畑口泰成、福田佳典、古川淳

（五十音順敬称略）

（説明者） 法正刑事首席書記官、窪田裁判員調整官、齊藤刑事訟
廷裁判員係長

（事務担当者） 廣澤事務局長、溝口事務局次長、清水民事首席書記官
遠藤総務課長

（庶務） 細木総務課課長補佐

第4 テーマ

裁判員裁判について

第5 議事

- 1 新任委員自己紹介
 - 2 前回テーマについての報告
 - 3 概要説明
 - 4 庁舎見学
 - 5 意見交換
- 別紙のとおり
- 6 次回委員会のテーマ

裁判所のデジタル化について

7 次回開催日時

追って指定

(別紙)

松江地方裁判所委員会

委員長:最初のテーマは、「裁判員裁判に、国民の幅広い参加を得るための方策」として、裁判員候補者の方に前向きに幅広く裁判員裁判に参加いただくために、裁判所として工夫や配慮できることはないか、現状で取り組んでいる工夫等について不十分な点はないか、裁判員候補者の方に送付する書類一式（裁判員候補者名簿に登載されたときに送付する書類一式を「書類A」と、具体的な事件ごとに裁判員候補者名簿の中から無作為で抽選されたときに送付する書類一式を「書類B」という。）について工夫の余地はないか、その辺りについて御意見をお聞かせいただければと思います。

委員:私は、過去に裁判員候補者になったことがあり、書類Aのような書類が送付されてきた記憶があります。大分前のことであり、当時の記憶は薄れてきているものの、当時は学生だったこともあり、選挙権などと同様に、社会人になったなと感じた記憶があります。一方で、いざとなったら裁判所に出掛けなければならないということを、不安に思ったことを覚えています。

委員長:ありがとうございます。ほかに御意見はありますか。

委員:書類Bを見て感じたことですが、「期日」という用語が一般の方にとっては分かりにくいのではないかとということです。私は、これまで何回かこの地方裁判所委員会に参加させてもらい、過去にも「期日」という言葉が使われることがあったのですが、裁判が開かれる日というのが「期日」であるということは、法律の専門家にとっては当たり前の言葉でも、一般の人には非常に分かりにくいのではないかと思います。書類Bの中でも「期日」という言葉が記載されていますが、「裁判が開かれる日」と記載してあったほうが、初めて目にされる方には分かりやすいのではないかと思います。

委員長:ありがとうございます。今回、初めて御参加いただく委員の方は、どのような印象を持たれましたか。

委員:書類の量がかなり多く、今日までに全部読もうと思いましたが、読み切れてないというのが現状です。

今回の書類Bの中の「裁判員等選任手続期日のお知らせ」に記載された例によれば、この事案では、8日間裁判員として参加することになると思いますが、仕事をしている会社員としては、すべての日に裁判員として参加し、仕事を全部休むというのはなかなか難しいと感じるのではないのでしょうか。

また、経営者側という視点で考えると、その従業員が抜けた間の補充を、少ない人数の中でどういうふうにやりくりしていけばいいのかということを考えてみました。

委員長:ありがとうございます。ほかの委員で書類を御覧になっての感想はありますか。

委員:書類Aや書類Bを見たとき、率直にボリュームがあると感じました。いきなり書類Aや書類Bが届くと、私もそうですが、多くの方にとって、これは一体何なのかが、そのボリュームゆえに直ぐには理解できないのではないかと思います。また、書類が多いため、ゆっくり見ようという気持ちになるのに時間が掛かるのではないかと思います。

一方で、工夫してあると感じたのは、文字ばかりではなくて、写真が要所に使用されており、またQ&Aが漫画になっているというのは、皆さんが興味を持たれる部分だと思います。文字を読むというのは難しいのですが、絵を見るという感覚だと、比較的入り込みやすいと思います。

委員長:ありがとうございます。書類が多く送付されてきて、どこまで事前に書類に目を通し勉強しておけばよいのか分からず不安をお持ちになる方もいらっしゃると思います。ただし、実際に裁判員裁判に参加していただく際に、裁判員の方が不安をお感じになっている場合は、それに対しての説明を丁寧に行った上で審理や評議に参加いただけるようにしています。そういう意味では、必ず事前に送付された書類を読んでおいていただかなければならないというわけで

はなく、不安をお持ちの方に、あらかじめ情報を提供させていただくという意
味があります。一見、情報過多であるように受け取られるかもしれませんが、
裁判所としては、できるだけ正確な情報を差し上げたいという思いで送付して
おります。

引き続き、経営者や職場の管理者という視点での御意見をいただければと思
います。

委員:勤務する店舗の規模や担当する職務によっては、仕事を急に休んだり、長い
期間休むというのは非常に厳しいというのが率直な感想です。

何年か前に、事務職のスタッフが、もしかしたら裁判員に選ばれるかもしれ
ないということで書類を受け取ったことがあり、相談を受けました。そのとき
は、私もいろいろ調べた記憶があります。裁判員制度が始まった頃は、様々な
情報がテレビで放送されたり、資料が送られてきた記憶があり、そういったも
のを見る機会があったのですが、最近はやっと見かけないなと感じています。
裁判所でも、引き続き、周知、広報活動はされていると思いますが、定期的に、
何かのタイミングで広く国民が知る機会があってもいいのではないかと思いま
す。

私は、書類が多くなってしまふのはやむを得ない面もあるのではないかと思
います。ひとつひとつの書類を見ていくと分かりやすいように記載されている
ので、高齢者目線で、かつ送られる側の立場で見ると、これぐらいのボリュー
ムになるのはやむを得ないのではないかという気はします。ただ、若い方にと
っては、最近はQRコードで読み込むなどして、紙ではなく、パソコンやスマ
ホを通じて確認する環境に慣れているのではないかと思えます。大量の紙に躊
躇を覚える方にとっては、パソコンやスマホでも疑問や不安に直接アクセスで
きるものが作られるといいのではないかと思えます。

委員長:参考になる御意見ありがとうございます。そのほかの方で書類を御覧にな
ったの感想があればお聞かせいただけますか。

委員:大学の授業では、書類Bの中の「裁判員制度ナビゲーション」を利用したことがあります。書類Bの中の資料を拝見すると、非常に丁寧に説明がしてあり、それは非常によいのではないかと思います。

他方で、例えば、「ご案内」とか「質問票の回答要領」は、松江地裁が作成されたもので、「裁判員候補者に選ばれた方々へ」や「裁判員制度ナビゲーション」は最高裁判所が作成されたものだと思いますが、はじめにお読みくださいと記載されている書面がいくつもあるように思います。そうしたことを含めて、最高裁判所が作成された資料と、松江地裁で作成された資料が重複している部分もあり、情報の整理が、もう少しなされていてもいいと思います。

次に、封入されている資料の並び順についてですが、上に並んでいるものから順に読む方が多いと思うのですが、現在の並び順でいいのかということも検討する必要があると思います。

例えば、返送しなければいけない「質問票（水色）（返信用）」とか「旅費等の振込先の届出（黄色）（返信用）」、「返送用封筒（緑色）」が他の書類に埋もれているような感じがするので、その辺りは工夫の余地があるのではないかと思います。

委員長:ありがとうございます。ほかに御意見はありますか。

委員:会社の経営者側の立場からの意見ですが、弊社の社員が裁判員に当たったとき、社会に貢献するという意味で会社の社会的責任ということもあるので、裁判員裁判に参加してもらうということは、意義があることは分かっているのですが、いきなり職場の社員が裁判員裁判に参加しなければならないというのは、結構厳しいというのが正直なところです。

そういった意味で、裁判員制度はそもそも何のためにあるのかが我々を含め社会全体に浸透していないと、組織の中から気持ちよく人を送り出すようには、なかなか至らないのではないかと思います。このような意識で書類A、書類Bの両方を見ましたが、国民をここまで巻き込んででも裁判員裁判を実施しなけ

ればならない意義というのは、多くの書類がある中で、わずかに触れられていた程度だったと思います。

子の世代に対するPRも当然必要かと思いますが、改めて裁判員制度の意義や目的に関する周知も必要ではないかと思いました。

この委員会に参加するにあたって日本弁護士連合会のホームページも検索しましたが、同ホームページでは、「皆さんの常識が市民の自由や権利を守ります。」とか、「市民の皆さんの経験や知識が裁判の質を高めます。」など、非常に分かりやすく意義がまとめてあったのを見ました。私自身、これを見て一般市民が裁判員裁判に参加しなければならない意義が理解できたということもあるので、こうした点も意識して、なるべくハードルを低くして市民の方に裁判員制度の意義を理解してもらえる説明をしていってもいいのではないかと思います。

委員長: 貴重な御意見ありがとうございます。確かに、お送りする書類中、全面的に裁判員制度の趣旨を打ち出して記載している部分は少ないかもしれません。なお、書類Aの中には、「最高裁判所長官からのごあいさつ」などでも、制度趣旨について触れた部分はあるものの、日本弁護士連合会のホームページで記載されているようなことを前面に出すということはありません。これはそれぞれの機関、立場によって伝え方のニュアンスに違いがあることが原因ではないかと思います。裁判所は、裁判所に対する国民の信頼ということを第一義的に捉えて記載しているため、そうしたことが裁判員制度の意義を御理解いただくに当たってインパクトが薄れてしまう面があるかもしれません。

刑事部裁判官として関与している委員から何かありますか。

委員: なぜ裁判員裁判に国民が参加しなければならないか、なぜ裁判所に行かなければならないかということなどを含め裁判員制度の意義がきちんと記載していることが、一般市民の方や経営者の方からも理解を得られた上での参加につながるとおっしゃっていただいたのは、我々としては非常に心強いと思いました。

反面、そういうことが書いてあると、押しつけがましいような印象を持たれるのではないかと考えたりするので、その辺りについては裁判所内でも、いろいろ議論があるところではあります。

委員長:何のために裁判員裁判が必要なのかについて、経営者の方々にもしっかり御理解いただいた上で、会社として環境を整えていただく必要があるということを感じました。

ところで、書類Bの中には、「裁判員候補者の雇用主、上司の皆様へ」と題する書面を同封しており、これを候補者の方が勤務先に提出していただくなどして、勤務先にも御理解いただくための1つのツールとして入れています。

また、会社等からの御依頼があれば、裁判員裁判についての出前講座など、裁判所から裁判官が赴いて御説明するという活動も行っておりますので、利用してみようという方がおられたらお声掛けいただければと思います。

ほかに御意見がある方はいらっしゃいますか。

委員:書類A及び書類Bを見ましたが、ばらばらの資料が、ばらばらの用紙として入っており、番号が付されているものもありますが、どれをどの順番で見ればいいのか分かりにくいと思いました。できれば、裁判員制度の趣旨からスタートして、手続の部分と内容紹介の部分の2つの資料ぐらいにできないものかと思いました。

裁判員候補者名簿に登載された際に送付される書類Aは、分量もそんなに多くないため、まだいいのですが、具体的な事件で呼び出された際に送付される書類Bは、書類の分量も多く物理的にばらばらになってしまうので、どれが返送しなければならない書類で、どれが読むべき書類なのか、混然としてしまい、結局見るのが嫌になるのではないかと思います。この点について、例えば全部を1つの冊子にするなり、提出するものとそうでないものを分け、提出する書類以外のものが一つの冊子になっていれば、少しは扱いやすいのではないかと思います。

委員長:ありがとうございました。書面は数が多ければ多いほど、分かりづらくなるのというのは、おっしゃるとおりです。その辺りは工夫の余地があれば検討したいと思います。ほかに御意見はありますか。

委員:書類Aを見ると、「裁判員候補者名簿への記載のお知らせ」という書類が一番上にあり、この書面では、この時点でまだ裁判所に行く必要はないですよということが記載されており、後から絞り込まれて、最終的に選ばれた人が裁判員裁判に関与することになるとということが詳しく記載されていると思います。細かいことですが、このような重大な部分については、色付けしたり、下線を付しておくといいのではないかと思います。同じ書類Aの中には、「裁判員候補者名簿に記載された方々へ」という書類も入っており、同じ内容が記載されていましたが、下線が付されていたり、文字の色付けがなされていました。書類Aが送付された時点で、「裁判員に選ばれたわけではない。」ということは上記各書面に記載してあるのですが、突然、書類Aが届いたら、多くの方は驚くのではないかと思います。そういった意味で、書類の中身を見て早い段階で、その時点では裁判員に選ばれたわけではないということが分かれば、受け取られた方は安心すると思えました。

書類Bについては、全部で13種類の書類等が入っていましたが、書類を見ているうちに、返送しなければならない書類と、そうでないものとが混在し、訳が分からなくなりました。そういった意味で、返送する書類とそうでないものがわかりやすく分けてあった方がいいと思えました。

書類Aの中にあつたQ&Aは非常によいと思います。文字ばかりだと疲れませんが、漫画になっていると読みやすいし、内容も、いろんな疑問が解決できるように書いてありますので、こういったものは非常によいと思えました。

委員長:ありがとうございました。それでは、「裁判員裁判に国民の幅広い参加を得るための方策」に関する御意見については、以上とさせていただきます。次に、「若年層に対する効果的な広報活動」について御意見をいただきたいと思

いますが、意見交換に入る前に、検察庁や弁護士会での活動、あるいは学校で行われている法教育について、御紹介いただければと思います。

検察庁ではどのような広報活動をしていらっしゃいますか。

委員: 検察庁のホームページにおける告知に加え、裁判所と同様に、いわゆる出前教室と言われるものを実施しています。また、憲法週間などの特別な機会には、検察庁の庁舎を開放して、検察庁の業務説明や裁判員裁判の説明を行っています。学校から要望があれば、随時、今申し上げたような庁舎見学や裁判員裁判の説明を行っています。

昨年からは、新しい取組として、島根大学の学生を対象に、昔話法廷（さるかに裁判対戦）という試みを、希望者を募って行いました。具体的には、まず、模擬裁判の題材となる「さるかに合戦」のビデオを視聴していただき、その後、検察官役、裁判員役、裁判官役に分かれて、スケールは小さいですが、裁判員裁判を模擬体験してもらうという試みを実施しました。コロナが収束した後は、こうした取組を一般の方向けにも広げていく予定です。

委員長: ありがとうございます。非常に活発に活動されているようで裁判所も見習うべきところが多いように思います。続いて、弁護士会での裁判員裁判についての広報活動について御報告をお願いします。

委員: 弁護士会における裁判員裁判に関する広報活動は、弁護士会の中に法教育委員会という委員会があり、そこで活動をしています。今回は、若年層に対する効果的な広報活動の観点から、裁判員裁判に限らず、消費者教育や法教育の観点からお話をさせていただきます。弁護士会では、法教育委員会と消費者委員会、若年層に向けた取組として、学校に出張して出前講義を行ったり、模擬裁判員裁判を行ったりするなどの活動を行っています。

最近ではコロナの関係でできていませんが、夏休みには、ジュニアロースクールといって、小学生や中学生を対象に、様々な法教育活動を行うという企画を行っています。

効果的な広報活動については、弁護士会が実施するこれらの活動の時にも、どのようにすれば受け手に届くだろうかということは、悩みながらやっているというのが実情です。

裁判所におかれても同じような経験があると思いますが、強いて申し上げると、学校向けの広報にはタイミングが重要だということを聞いております。学校における講義は夏又は3学期末頃の時期に依頼が集中している印象です。おそらくカリキュラムの関係上、学校においてそうした時期に組み込むことが多い、あるいは組み込みやすいということだろうと思われまます。そういった点から、年度の始めと2学期末頃に集中的に学校への働きかけを行っています。年度の始めに働きかけておくことで、今年1年のどこに組み込むかということ先生方に考えていただく機会とし、また、やはり3学期末に実施を希望される場合が多いので、多くの需要に対応するため、2学期末頃に重点的にパンフレットを学校にお送りするという活動をしてきました。

若い方向けの活動というのは、ニーズに関して波があるように感じます。十数年前、裁判員制度が始まった頃は、裁判員裁判についての授業のニーズが非常に高かったです。それからしばらく経って、選挙権の年齢引き下げの時期には、それを見据えた主権者教育のニーズが非常に強かったように思います。ごく最近では、民法の成年年齢の引き下げに伴って、若い人向けの消費者活動についてアピールしてほしい、18歳になった高校生が悪徳業者に巻き込まれないような対策を講義してほしいというように、時代に応じてニーズが大きく変わっています。そういう観点からいうと、裁判員裁判に18歳から関わる可能性があるというこの段階は、非常に大きなチャンスではないかと思っていますし、現場の先生方の関心が、高まる場面でもあると思いますので、コロナの中でも様々な工夫をし、先生方に働きかけていくというのが、効果的なのではないかと思います。

委員長:ありがとうございました。非常に参考になる御紹介及び御意見でした。続

いて、学校での法教育について、具体的に御紹介いただけますでしょうか。

委員: 高校の教育現場において法教育は、令和4年4月以降は、学習指導要領の改訂に伴い、必修科目である「公共」の科目で学ぶこととなります。「公共」の授業では、学校のカリキュラムによって1年次、もしくは2年次に全員が学ぶという形となります。ただ、裁判員裁判は、250から300頁ある教科書の中の1頁のうちの10行程度に集約されており、裁判員制度の目的も軽く書いてある程度で、「裁判員制度は、裁判が国民の感情とかけ離れたものにならないよう、国民の幅広い意見を裁判に反映させる目的で導入されたもの」という程度です。そのほかはコラム欄に、模擬裁判をやってみようという記載が教科書1から2頁ぐらいにわたって記載されています。今、教育現場では、「対話的な学び」の実現が求められていますので、そういった意味で模擬裁判というのは、非常に面白いところではあると思います。しかし、それを扱うかは教員の興味関心による部分も大きいと思います。現在、成年年齢が18歳に引き下げられたことに関して、現場の教員は、悪徳商法に騙されないという消費者教育の方に視線が向いていると感じます。それに対して、裁判員制度が生徒達に関わってくるということには、現場の教員に、まだその認識は行き渡っていないのではないかと思います。

先ほど話が出ましたが、高校3年生は、大学入学共通テスト後の1月中頃から卒業式の3月上旬までが自主登校期間になっており、その期間は進学を目指す者は補習をし、それ以外の者については就職など次のステージの準備期間になっており、週に1回出校日という形で、社会に出るための教育をしています。その中で、例えば人権同和教育、消費者教育、法教育を入れているため、3学期というタイミングで依頼が多いのではないかと思います。

特に、先ほど説明があったように、これから18歳の人が裁判員になる可能性があるとするならば、前年の11月頃に名簿ができるということで、もし高校3年生が裁判員として参加するとしても、2月頃からということですので、

自主登校の期間に向けて、積極的にPRをしていただければ、各学校でも取り入れる可能性はあるのではないかと思います。

また、県では法教育の一環として、コロナ禍前は、県教育委員会で夢実現進学チャレンジセミナーといって、県内の医師不足、法曹界の人材不足に対応するため、夏休みに3泊4日で県内の各地から生徒を集めて、一方は医学部養成ということで島根大学の見学等を入れ、レベルの高い県外講師を招くなどして授業をしたり、一方で文系は、島根大学にお願いして、模擬裁判などの法教育をしたりするなど県内の将来を担う医師と法曹界の人間を育成しようという取組を行っていました。現在は、コロナ禍の影響で規模を縮小し、今年度は1年生対象で日帰りで、医学部養成のみという形になっていますが、今後、コロナの影響が収まった後には、県がこうした取組みを再度進めていくことも考えられますので、そういったところに働きかけていくこともできるのではないかと思います。

委員長:ありがとうございました。それでは、大学の教育現場からの御意見はありますか。

委員:島根大学では、法律を専門的に学ぶ学生を受け入れるための学部として、法文学部の法経学科があり、1学年当たり法経学科には80人ぐらいの学生がおります。同学科で法律と経済を学ぶ際、1年次には、法学の基礎や入門を学ぶのですが、形式としては、大講堂での講義形式の授業やオーソドックスな授業のほか、本学の特色的な取組として、少人数の教育の中で、実務に触れさせる教育に力を入れています。例えば、1回生が必ず履修する入門演習では、裁判所にも協力いただき、裁判所見学等を例年実施しています。そのほか検察庁の御協力により、検察官に出張講義をお願いをしております。個別のゼミなどでも、民法のゼミだと、今年度は家庭裁判所の方をお招きして講義を受けたり、法曹志望の進学を目指す学生に向けては、少人数の演習を通じて法律に直に触れてもらうという教育を重点的に行っております。ロースクールは現在、閉校

になってしまいましたが、学部レベルで、そういった専門的な教育を、少人数の強みを生かして行っていこうというふうに考えているというところです。

委員長: どうもありがとうございました。若年層に対する広報活動について、御意見等がある方はいらっしゃいますでしょうか。

委員: 例えば、ボランティア団体、ライオンズクラブ、ロータリークラブなど地域の活動をされている団体と協力して学生や生徒への説明を実施してみてもいいのではないのでしょうか。また、地域の町おこしや活性化のための商工会のグループもあるので、そういったところに声掛けをしてみてもいいのではないかと思います。そのほか、例えば、何かのイベント中に裁判所ではこういうことをやっていますといったようなことでブースを出したりすれば、行ったことがないから行ってみたいという人や、実際にどういうことをやっているか分からないから学びたいという人は結構いらっしゃるのではないのでしょうか。

このように様々な使いそうなソースはあるのではないかと思います。様々な活動をされている方で何かをしたいグループは、案外結構たくさんあるような気がするので、そうしたところに広めていくことも考えられるのではないのでしょうか。

委員長: ありがとうございます。いろんな活動をされているグループ、機関等がありだろうと思うので、そういったところと連携あるいはタイアップ的なことをやっていくというのも十分あり得る話だろうと思います。どうもありがとうございました。

ほかに御意見がある方はいらっしゃいますでしょうか。

委員: 私が以前勤めていた高校の中でも、裁判員裁判に興味関心がある先生がいたときには、模擬裁判を校内で行ったり、実際に教員が演者になって、生徒が裁判員になって模擬裁判を実施したことがあり、そのときは裁判所にも御協力いただいて実施できたのですが、このような経験を通じて思うのは、教員の熱によるところが非常に大きく、その準備に、同教員は、かなり時間を掛けていた

のを知っているのですが、今はなかなかそういう熱をもってやる教員が少ないというのが現実です。生徒にとっては興味関心を持ち、いろんな考えも出せませし、取組としては面白いなと思うのですが、働き方改革が叫ばれている中で、校長の立場で、興味のある教員の後押しはできても、こちらから声掛けをして、やりなさいということはちょっと言いにくいと思います。もう少し教員の負担が少なくできるのであれば、チャンスがあれば取り組んでみたいなどは思っております。

委員長: どうもありがとうございます。確かに丸投げすると教員の方々の御負担は非常に大きいと思います。裁判所はいろいろ材料を持っていますので、そういう意味では、教員の方々に大きな負担を掛けたくないような形で互いに協力することを、今後も考えていきたいと思っています。

本日は貴重な御意見をいただき、本当にありがとうございます。有益な御意見とともに、我々では、なかなか気付かない御指摘、情報もいただきました。今回いただいた御意見や情報等を踏まえて、今後の裁判員裁判の周知や、参加しやすい裁判員制度にするよう努めていきたいと思っています。